

処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第12条の3
処 分 の 概 要：調査のための受診命令
原権者（委任先）：山口県公安委員会
法 令 の 定 め： <ul style="list-style-type: none">・ 銃砲刀剣類所持等取締法第4条（許可）・ 銃砲刀剣類所持等取締法第6条（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）・ 銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第3号～第5号（許可の基準）・ 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の13第1項第1号（年少射撃資格の認定）・ 銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3
処 分 基 準： <p>銃砲刀剣類所持等取締法第4条若しくは第6条の許可を受けた者又は同第9条の13の年少射撃資格の認定を受けた者が、法第5条第1項第3号～第5号に該当するかどうかを調査するため必要があると認めるときは、医師の診断を受けるべきことを命ずる。</p>
問 い 合 わ せ 先：山口県警察本部生活安全企画課又は所轄警察署生活安全課（係）
備 考：